

答申第 918 号

諮問第 1599 号

件名：体罰についての相談等の一部開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、別表の 1 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において不開示とした同表の 3 欄に掲げる部分のうち、同表の 4 欄に掲げる部分については開示すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 29 年 9 月 6 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、県教育委員会が同月 20 日付けで行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

処分庁が、開示したのは「体罰」にかかる報告書ということである。開示した文書は、学校名等が黒塗りである。

報告書の内容を見ると、概要 やる気のない態度の生徒に注意をする、とある。生徒に問題があったから、「体罰」があった。ということ。報告者は、言いたかったのか、しかしながら、これまで過去に問題のなかった当該教員が、この時なぜ、胸ぐらをつかみ引っ張ったのかについての、検証考察がない。

実習室であることを考えると、この室での、もみ合うような行動は、危険を伴うことも予想されるから、安全ということから逸脱しているといえる行為である。

事件発生後、20 分後には、（間もなく）警察が来ている。ということである。誰が警察に連絡したかは、記載がない。

実習室、とある。他の課から開示された室内の文書から、工業系高校であることが推測される。組立方法がわからない様子ということからも推測される。

「見よと指示する」とあるが、この用語が使われたかどうか、疑問で

ある。

開示請求した、この「体罰」事件は、場所から危険を伴う、あり得ない（体罰のなかった）教諭による事件である。

さらに誰だか不明の「警察への連絡」ということなどを考えると、単純な「体罰」事件ということではないといえる。職員は、本県勤務 27 年、生徒は 3 年生、これらを考えると、校内で起きた、暴力事件であるといえる。

暴力事件として扱うことが、問題の本質を解明、理解することにつながるといえる。処分庁は、これまで「体罰」ということについては、学校名等、黒塗りにしてきた。請求者は、これまで「体罰」については、「体罰」職員の名前、学校名等を、明らかにすることを求めてきた。今回も、明らかにすることを求めるものである。

今回は、公開されている内容からも、事件について、前後の流れが不可解な、暴力事件としか言いようがない。不明な点のある事件は、問題解決を遅らせることになる。

全面開示することが問題解決につながるということでもある。

全面開示しても問題点はないといえる。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

(ア) 生年月日については、開示を求めるものではないが、処分庁の弁明書では、記載されている。生年月日が、いかなる理由で記載されているのか不明である。記載されている以上、今回は審査請求書には、生年月日は省くとしたが、開示されることを断る理由もないので、処分庁が、何らかの理由で、生年月日を記載させているなら、その理由が明らかにされ、その（記載理由）説明について、開示されることを求めることについての反論を改めて行うものである。

(イ) 開示しない、適用する理由として、処分庁の主張として、「個人の権利利益を害するおそれがある」ということを述べている。おそれとはあくまで処分庁の推測にすぎず、主観的、もしくは一方的主張であるといえる。主観的考えに基づく判断は行政行為としては違法であるといえる。

請求書には、請求人の考え、主張が述べてある。しかしながらその主張に対して、具体的、合理的な説明がなされていない。それゆえに請求人にとっては、処分庁の弁明、判断等は、違法であると主張している。説明がなされないということは、言い換えれば説明ができないが、黒塗りということでは、違法ということになるということである。請求人の主張を認めるとの裁決を処分庁には求める。

(ウ) 処分庁の主張にある、「特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが・・・」とあることについて、

結局どうなのですかということを感じた。

もし弁明書で、主張するなら、どの部分が個人を識別できるのか、識別されることによって、具体的にどのような権利を害することが、起きるのか、またこれまで起きたのか、不明であるということである。

説明がないということである。説明がなされない弁明は、説明がなままの、処分ということになり、違法であるということである。

そうであるならば、請求人の請求を認める対応が求められるということである。

- (エ) 「生徒指導の事務等に関する情報であって、・・・当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とある。

行政の、「おそれ」ということについては、であろうということであり、推測、憶測に過ぎない。処分庁の、主観に過ぎない。推測、や主観でない具体的説明がなされることのできる、処分が処分庁には求められるということである。

- (オ) 「体罰」については、職務中のことであり、また、「体罰」ということは処分庁においては、教育的指導等の中で起きたことであるという判断のよりの報告書であると解されるから、基本的には職務遂行に関する、報告書であるということである。周知のできごとであり、公務員の職務遂行に関して、不開示にする理由はない。

「体罰」に関しては、愛媛県審査会答申で「目撃者は多数存在し関係者にとっての事実と思われる指摘。被害者につながる全情報を非開示にした場合でも、特定防止に關与する効果はあまり期待できない。と判断した」とあることから、請求人の主張どおり、請求が認められるべきである。

条例 7 条 2 号に該当すると処分庁は主張している。生年月日に関しては、前記しているので反論は省く。

学校名、校長、教頭、A 職員の氏名、担当教科、管轄の警察署名および警察職員の氏名、に関しては、それぞれの職務行為(中)であり、公開すべきことである。公務員は、官職を含め、氏名を名乗って、身分を明らかにできるものを提示して、職務に当たるのが基本であるという認識である。本件に關係する件は、隠さないといけないような職務内容とは、異なることである。

- (カ) 「懲戒処分の公表」に基づきということであるが、公表基準とあるように、あくまで目安にすぎない。公開するかしないかは処分庁の判断にゆだねられているということである。確かに判断が、おかしかったりした場合。また、変動したら行政の信頼をなくし、処分そのものの信頼が損なわれることは確かである。しかしながら、本件事案において、「公表基準」を当てはめることが妥当かどうかは、さらに云うなら「公表基準」時代の流れに対応していなかったりした場合は、処

処分庁の結論に誤りが出てくることは確かである。

請求人が主張しているように、黒塗り等について、事案、もしくは事例にたいしての、具体的説明がなされなければならないということである。明確な処分説明が求められるということである。

(キ) 「内心の状況が記載されている」ということについて、また、「職務の遂行に係る情報ではない」という処分庁の主張は、無理がある。全面的に「内心」を示しているとは云い難い。「職務の遂行」中でのことに関して、「遂行に係る情報でない」ということはどのようなことなのか、理解できない。逆に、仮にそのようなことが記載してあったとしても、それ以外は、開示できるということである。

(ク) 処分庁は「人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではない」と述べている。処分庁にとっては、「体罰」に関する情報は、生命等を保護する情報に当たらないということを主張している。

「体罰」に関しては、「子どもの脳を傷つける」ということは、研究結果も出ているようである。また、体罰を見聞きし心痛めたということから、処分庁は何も学ばなかったのか疑問に思う。

「体罰」は、暴力は、心を傷つけ、命まで奪うということである。

処分庁がこれまで、どのような認識をしてきたかわからないが、いまだに、「体罰」に関して生命等を保護する情報でないことを主張することに驚きと、不信感を持つ。

「体罰」に関して処分庁の誤っているともいえる認識を変えてもらわなければ、「体罰」防止の取り組みにも影響してくることを危惧される。

本件審査結果において、処分庁の誤りを認めるためにも、請求人の請求が認められる、裁決を求めるものである。

(ケ) 「生徒指導上の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」ということについて、

まず、具体的説明を求めたい、どのような情報を指すのか、又その情報がなぜ、支障を及ぼす、事になるのか、具体的事例に基づく説明がなされていないということである。根拠に基づく、具体的説明がない処分は、違法であるということからすると、本件にも当てはまるといえる。

「開示されることを意識して発言・・・躊躇ちゅうちよしたりするおそれ」ということもその一つとするなら、調査等に関しては、公になる、ならないに関わらず、当然予想しなければならないことかもしれない。

仮に予想されることが調査する側にあったとしても、それは調査する側の（内心の）問題であって、調査される側を信頼して行うことが、いかなる場合も必要であるといえる。誤差等を想定した調査が行われ

るのが、基本である。

「おそれがある」ということは処分庁の認識、見解である。開示に関して、黒塗り等にする理由にはならないし、してはならないということである。明確な理由もなく、おそれ、という不確かな理由を、処分庁が、開示において述べること、主張されることが問題であり違法ということである。

(ロ) 体罰防止アンガーマネジメント研修 研修結果報告書について、

「体罰防止アンガーマネジメント研修」の内容が不明である。それなりの資料、等が開示されたら、理解できるが現在のところ、どのようなことだったのか全くわからない。

いまとなると、当時、処分庁に云われる「体罰防止アンガーマネジメント」とは何か、具体的にどのような研修をしているのか、研修は効果があったのか、参加者、研修をどのように受け取っていたのか、どのような人が研修を受けたのか、どのような研修だったのかなど、請求人は知りたいところである。特に「体罰防止」ということであるから、関心を持ち、問題の背景、原因、問題点の検討、今後の方向性などについて、これまでも教育行政には、提言等を含め、取り組んで来ていることから、「知る権利」の保障ということから、請求人の請求を認める裁決を求める。

ウ 意見陳述における主張

審査請求人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。生年月日について、私は開示を求めている。

付け加えると、生年月日の記載が県の記録に残って、文書で報告書などに残っていることに関して疑問を持つ。

例えば、生年月日が記載された文書が学校や各自治体の教育委員会から県教育委員会へ運ばれたりするとき、万一それが紛失した場合は、事実の内容や名前等も漏れることになるわけであるが、できたら、そういう文書で書かなくてもいい文書はなくしたほうがいいのか。

請求人としての体罰報告書についての見解を述べる。

報告書をこれまで、いろいろなものを体罰に関して見てきた。事案で報告されているもの、公表されているものは、大体事実関係を読み取ると、暴力行為、暴行事件であるという認識が私の中にはある。

暴力・暴行事件というふうに申し上げているのは、それぞれの報告の中で、加害側の気持ちを動かしているのは感情的なものが多いということやを常日頃感じている。感情的にやることがなぜ体罰につながるかというようなことも考えると、暴力は暴力というふうにきちっと報告を出してほしいと思っている。

指導、学校において指導過程において児童生徒と対応するときに踏み外した行為、物理的強制力を伴う行為が体罰というふうに理解されてい

るのではないかと思っている。しかし、そこには、相手に対して何かを伝えたいと、指導したいと、そういう教師側の思いが本当は存在していなければいけない。相手にメッセージを伝えたいとかいうときには、伝える側は相当冷静でなければいけないというふうに考えている。そういう冷静沈着なときに、効果的には最悪の効果を生み出す暴力・暴行事件というのはあり得ないことであるということを経験してもらわなければいけないのではないか。そういうふうに考えると、体罰というのをどういうふうに考えていいのか。学校で行われる指導過程の暴力事件を体罰というふうにいまだに引用されることに、最近は非常に疑問を持ってきているということを感じている。

報告書は、加害教諭の一方的暴力・暴行事件と言ってよいと思っている。そこに、何ら指導やしつけという世界からかけ離れている実態があるというふうに考えている。

小さい子供や自分より弱そうな同級生とか下級生とかいたときに、強制力を伴う行為もあるというふうに考えている。

そういうものは報告書できちんと記載されているかということ、どうもそういう記載がない。そういう記載というのは、要するに、暴力に依存した行為に対する分析が記載されていないということは、非常に気になっているところである。

それから、報告書で気になっていることについて述べると、暴力行使者の側の気分的な思いで暴力を振るうわけであるが、そのときに必ず報告書に書いてあることとして、非は生徒にあるよと、そういう書き出しで書いてある。

本来は、非違行為報告書という文書の中にある職員についての非違行為というのは、非は教諭にあるという前提でなければならないと思っている。その前提があって記載されれば、生徒を責めるような書き方は全く不適切であると。これは記載者の能力の問題、認識の問題につながると考えている。

それらは全て、教師や大人の側の上から目線の理由があるからだと考えている。

上から目線で書かれているということは、書き手の側の問題がやっぱり指摘されなければいけないと思っている。

非は生徒にあるとか、そういう書き方はこれまでつらつらと、開示請求していると認められるわけであるが、これは深層心理、記載者というのは教頭や校長であるから、その人たちが自分たちの責任逃れをしたいと。せめて非は教諭にあると、加害教諭にあると、そこでとどめておきたい。自分はやるだけのことをやっただと、教諭が悪いから生徒を物理的行為で抑えようとしたと、そういう結論が読み取れる。

深層心理が誤っていれば報告書自体も誤って記載されるだろうし、そ

ういう誤った報告書は、本来改善のための資料にはなり得ない部分もあるのではないかと非常に思っている。

私が開示請求を請求している理由には、報告書で問題の本質が理解できて、今後の対応は記載されるかどうかということを読み取りたいので全面開示を求めているが、その全面開示を求めている私の気持ちに耐えられる文書はなかなか出ないと感じている。

報告書に私が求めているものは、事実関係が分かること、その問題が起きた背景、原因が分かること、それらがなぜ起きたか分析、検証がなされているかどうか、その報告書を読めばその学校や管理職が今後どういう対応をしていくのか、要するに体罰防止のためにどういう対応をしていくのかというのが読み取れるようなものでなければならぬと考えている。

最近の事例で分かるように、もうビデオで、スマホで撮られる時代である。逆に、ほかの人が見ている状態でやるというのは、現代的に言えばライブ状態である。それを、状態が明らかになったときに、あえて報告書の内容の一部非公開にするというようなことは、もう時代遅れではないかと思っている。そういうことを思えば、全面公開が当然ではないかと。それを、事実関係を隠せると、公表しないということは、相当無理なことを処分庁は行っていると思っている。

ライブ状態で分からないということは、本人の生年月日だけである。

だから、年齢が公表されることは別に、そう無理な要求ではないと思うが、生年月日に関して言えば、そのうち生年月日がいろいろな暗証番号等に使われるとか個人特定につながるということで、これは行政が最初からの文書になくしてもらいたいということを思ったわけである。

学校の暴行事件を体罰という言い方をするというのは、学校長も職員も行政も甘えているという認識になっている。甘えた人たちの文書を隠されて、隠された上に、あまり正式な文書ではなさそうなものを、もう本当に読まされる側のことを考えると、そういうことも差し引いても、やっぱり自分たちで自浄能力がなさそうなので、全面公開していただきたいと思うのが私の結論だし、全面公開がそういう不適切行為等の防止につながるということを申し上げて、今回の件も全面公開をしてもらいたいと思っている。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、本件開示請求日である平成29年9月6日までの平成29年度中に特定の愛知県立高等学校で体罰があったことに関する次の文書である。なお、当該体罰を行ったとされる職員には指導上の措置として厳重

注意がされた。

ア 別表の1欄に掲げる文書1（以下「文書1」という。同欄に掲げる文書2以下も同様とする。）「体罰についての相談」

当該文書は、体罰を行ったとされる職員（以下「A職員」という。）の所属校の校長から教育委員会学習教育部高等学校教育課（以下「高等学校教育課」という。）に報告があった事案に対して体罰事案として対応するかどうか方針を決定するために高等学校教育課の職員が起案した文書である。

当該文書には、決裁者等の印影、題名、伺い文、起案者氏名、A職員の所属、職名、氏名、所属校の校長名、対応案及び事案の概要等が記載されている。

イ 文書2「体罰にかかる報告書」

当該文書は、発生した事案について、A職員の所属校の教頭が速やかに事実関係を調査し、その内容を集約した上で高等学校教育課に提出したものである。

当該文書には、A職員の所属、職名、氏名、生年月日、年齢、性別及び所属校の教頭名、概要、相手方の状況、事後措置等が記載されている。

ウ 文書3「体罰防止アンガーマネジメント研修 研修結果報告について」

当該文書は、A職員の所属校が、体罰に係る処分を受けたA職員に対して行った体罰防止アンガーマネジメント研修の研修結果報告書（以下「研修結果報告書」という。）を作成し、高等学校教育課へ提出したものを高等学校教育課内で供覧した文書であり、供覧用紙及び研修結果報告書で構成されている。

当該文書のうち、供覧用紙には、題名、高等学校教育課職員の印影、A職員の所属、供覧者氏名等が、研修結果報告書には、A職員が記載した研修結果のまとめ及び校長の所見など体罰防止アンガーマネジメント研修を行った結果が記載されている。

(2) 条例第7条第2号該当性について

ア 個人の氏名、生年月日その他特定の個人を識別することができる部分として不開示とした、学校名、校長の氏名、教頭の氏名、A職員の担当教科、氏名及び生年月日、管轄の警察署名及び警察職員の氏名並びにA職員及び被害生徒の所属が分かる部分（以下「職員の氏名等」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）であるため、条例第7条第2号本文に該当する。

また、意見及び聞き取り内容が記載された部分として不開示とした相手方の意見及び状況を聞き取った内容が記載された部分（以下「聞き取り内容等」という。）並びに研修結果報告書には、相手方である被害生

徒や保護者の状況、A 職員や校長の心情等が詳細に記載されており、個人的人格的な権利利益等に関する情報が含まれることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

イ 本件事案は、県教育委員会の定める「懲戒処分の公表基準」に基づき公表しないこととされた案件に係るものであり、職員の氏名等、聞き取り内容等及び研修結果報告書は、慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報ではないため、条例第 7 条第 2 号ただし書イには該当しない。

また、被処分者である A 職員は公務員であるが、前記(1)で述べたとおり、指導上の措置の対象となっていることから、A 職員に係る情報は、個人が指導上の措置を受けたことが分かる情報である。よって、A 職員に係る情報は、公務員の立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報であることから、A 職員の職務の遂行に係る情報ではない。さらに、体罰防止アンガーマネジメント研修を受けた結果としての A 職員が記載した研修結果のまとめについては、内心の状況が記載されているものであるため、職務の遂行に係る情報ではない。したがって、職員の氏名等、聞き取り内容等及び研修結果報告書は同号ただし書ハに該当しない。

さらに、職員の氏名等、聞き取り内容等及び研修結果報告書は、人の生命等を保護するため公にすることが必要であると認められる情報ではないため、同号ただし書ロには該当せず、予算の執行を伴うものではないため、同号ただし書ニにも該当しない。

以上のことから、職員の氏名等、聞き取り内容等及び研修結果報告書は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(3) 条例第 7 条第 6 号該当性について

聞き取り内容等を公にすることが前提^{ちゅうちよ}になれば、関係者が開示されることを意識して発言したり、発言することを躊躇したりするおそれがあり、その結果、体罰発生の際に県教育委員会が客観的かつ正確な事実を把握することが困難となり、県教育委員会が行う生徒指導上の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、体罰防止アンガーマネジメント研修は、研修対象の職員に内省をさせて、心の内の深いところまで記載することを期待して行うものである。研修結果報告書を公にすることが前提になれば、作成者が開示されることを意識し、画一的又は抽象的な記述をするおそれがあり、研修本来の目的を達成することが困難となり、県教育委員会が行う生徒指導上の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

以上のことから、聞き取り内容等及び研修結果報告書は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成 29 年度の特定の愛知県立高等学校における体罰に関する文書であって、県教育委員会が作成又は取得した文書である。その構成及び内訳は別表の 1 欄及び 2 欄に掲げるとおりであり、その記載内容は前記 3(1)で実施機関が説明するとおりであると認められる。

実施機関は、別表の 3 欄に掲げる部分のうち、職員の氏名等を条例第 7 条第 2 号に、聞き取り内容等及び研修結果報告書を同条第 2 号及び第 6 号に該当するとして不開示としている。

(3) 文書 1 及び文書 2 について

ア 条例第 7 条第 2 号該当性について

(ア) 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、職員の氏名等及び聞き取り内容等が同号に該当するか否かを、以下検討する。

(イ) 当審査会において文書 1 及び文書 2 のうち実施機関が不開示とした職員の氏名等を見分したところ、職員の氏名等には、A 職員、A 職員の所属する学校の教頭、体罰を受けた生徒その他の特定の個人を識別できる情報が記載されていることから、個人に関する情報であって、特

定の個人を識別することができるものであると認められる。

また、聞き取り内容等には相手方の意見及び状況を聞き取った内容が記載されており、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。

したがって、職員の氏名等及び聞き取り内容等は、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

(ウ) 条例第 7 条第 2 号ただし書該当性について

- a 実施機関によれば、本件事案は、実施機関が定める懲戒処分公表基準にのっとり、公表しないこととされた案件であるとのことである。

そこで、当審査会において実施機関から提出された懲戒処分の公表基準を確認したところ、懲戒処分に至らない指導上の措置については、公表の対象となっていないことが認められた。

よって、職員の氏名等及び聞き取り内容等は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められず、条例第 7 条第 2 号ただし書イに該当しない。

- b また、A 職員は公務員であるが、本件事案について A 職員は指導上の措置を受けており、指導上の措置を受けたことは個人としての評価にも係る私的側面を有する情報であり、A 職員の職務の遂行に係る情報とは認められない。

ここで、当審査会において本件行政文書の記載内容を確認したところ、本件行政文書には、事案の概要が記載されているものの、A 職員が指導上の措置を受けた旨の記載はなく、本件行政文書のみをもって A 職員が指導上の措置を受けたか否かが判明するものではない。その一方で、当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、本件開示請求については、本件一部開示決定とは別に、県教育委員会において A 職員の本件事案に係る非違行為報告書並びに指導上の措置に関する審査表及び処分原議（以下「A 職員の指導上の措置に関する文書」という。）を特定し、一部開示決定が行われているとのことである。そして、当審査会において A 職員の指導上の措置に関する文書を確認したところ、当該文書には、指導上の措置の内容とともに、その対象となった事案の概要が記載されており、本件行政文書と照合することにより、容易に事案を結び付けることができることが認められた。このため、仮に本件行政文書の A 職員の識別情報が開示された場合には、A 職員の指導上の措置に関する文書において開示された記載内容と照合することにより、特定の職員が指導上の措置を受けたことが明らかになるため、本件行政文書

における A 職員の識別情報は、特定の職員が指導上の措置を受けたことが分かる情報といえる。

よって、A 職員の識別情報は、特定の職員の指導上の措置に係る情報でもあると認められる。

したがって、職員の氏名等及び聞き取り内容等は、同号ただし書ハには該当しない。

c さらに、職員の氏名等及び聞き取り内容等が同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

(エ) 以上により、職員の氏名等及び聞き取り内容等は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

イ 条例第 7 条第 6 号該当性について

(ア) 条例第 7 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方にに基づき、聞き取り内容等が同号に該当するか否かを、以下検討する。

(イ) 聞き取り内容等には、被害生徒の外傷の状況や発言内容、被害生徒の家族の意見等が記載されており、これらの記載内容は、客観的事実にとどまらず、A 職員及び被害生徒に対する関係者の評価等にも及んでおり、外部に公にされない前提で作成されているものと解されることから、公にすることになれば、関係者が具体的な事実や率直な意見を述べることを躊躇^{ちゅうちよ}したり、作成者が開示されることを意識した画一的な記述をせざるを得なくなったりするおそれがある。その結果、正確な事実の把握が妨げられ、体罰に係る処分等を受けた教員や体罰が発生した学校への適切な指導に影響を与える等により、県教育委員会が行う生徒指導上の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(ウ) したがって、聞き取り内容等は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(4) 文書 3 について

ア 条例第 7 条第 2 号該当性について

(ア) 前記(3)ア(ア)の考え方にに基づき、研修結果報告書が条例第 7 条第 2 号に該当するか否かを、以下検討する。

(イ) 文書 3 のうち実施機関が不開示とした部分は、供覧用紙に記載されている A 職員の所属する学校名及び研修結果報告書の全てである。

そして、当審査会において研修結果報告書を見分したところ、研修

結果報告書には、体罰防止アンガーマネジメント研修において使用する所定の様式に A 職員の所属及び職・氏名、支援者の職・氏名、A 職員が記載した研修結果のまとめ並びに校長の氏名、押印及び所見（以下「研修結果報告書のうち A 職員等が記載した部分」という。）が記載されていることが認められた。

- (ウ) 供覧用紙に記載されている A 職員の所属する学校名は、前記(3)ア(イ)で述べたとおり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

また、研修結果報告書は、A 職員を識別することができる情報のほか、A 職員自身の心情、体罰に対する反省等が詳細に記載されており、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められる。

- (エ) 条例第 7 条第 2 号ただし書該当性について

a 文書 3 のうち供覧用紙に記載されている A 職員の所属する学校名については、前記(3)ア(ウ)で述べたとおり、条例第 7 条第 2 号ただし書イからニまでのいずれにも該当しない。

b 文書 3 のうち研修結果報告書は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとは認められず、条例第 7 条第 2 号ただし書イに該当しない。

また、A 職員は公務員であるが、前記(3)ア(ウ)で述べたとおり、本件事案について A 職員は指導上の措置を受けており、A 職員の識別情報は、特定の職員の指導上の措置に係る情報でもあることから、研修結果報告書は、同号ただし書ハには該当しない。

さらに、研修結果報告書が同号ただし書ロ及びニに該当しないことは明らかである。

- (オ) 以上により、供覧用紙に記載されている A 職員の所属する学校名及び研修結果報告書には、条例第 7 条第 2 号に該当する情報が記録されていると認められる。

- イ 条例第 7 条第 6 号該当性について

- (ア) 前記(3)イ(ア)の考え方にに基づき、研修結果報告書が条例第 7 条第 6 号に該当するか否かを、以下検討する。

- (イ) 当審査会において実施機関から提出された体罰防止アンガーマネジメント研修の実施に係る通知を確認したところ、当該研修は、体罰に係る処分等を受けた教員に、体罰を二度としないという決意を持たせ、服務規律の一層の確保を図るとともに、愛知の公教育を担う者としての立場や役割及び使命を再認識させることを目的として実施されており、研修結果報告書は、当該教員が研修の成果をまとめ、校長か

ら高等学校教育課へ提出されるものであることが認められた。

また、実施機関によれば、研修対象の職員に内省をさせ、心の深いところまで記載することを期待して行うものであるとのことであり、当審査会において研修結果報告書を見分したところ、本件事案についての A 職員の反省及びその反省に対する校長の意見が記載されていることが認められた。これらの記載内容は、本件事案に対する A 職員及び校長の受け止め方、A 職員に対する校長の評価等にも及んでおり、外部に公にされない前提で作成されているものと解されることから、公にすることになれば、作成者が開示されることを意識した画一的な記述をせざるを得なくなったりするおそれがある。その結果、研修の目的を達成することが妨げられ、体罰に係る処分等を受けた教員への適切な指導に影響を与える等により、県教育委員会が行う生徒指導上の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

(り) したがって、研修結果報告書には、条例第 7 条第 6 号に該当する情報が記録されていると認められる。

ウ 部分開示について

文書 3 のうち研修結果報告書については、実施機関はその全てを不開示としている。

前記ア及びイにおいて述べたとおり、研修結果報告書のうち A 職員等が記載した部分には、条例第 7 条第 2 号及び第 6 号に該当する情報が記録されていると認められる。

一方で、研修結果報告書のうち A 職員等が記載した部分以外の部分は、体罰防止アンガーマネジメント研修において使用する所定の様式であり、研修テーマ等の項目及び報告書作成年月日が記載されていることが認められた。当審査会において当該部分を見分したところ、当該部分には個人に関する情報は記録されておらず、また、当該部分を公にすることにより県教育委員会の行う生徒指導上の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないことから、条例第 7 条第 2 号及び第 6 号に該当しないと認められる。

そこで、当該部分を不開示としたことについて、当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、枠線や研修テーマなど様式として印刷されている部分であり有意の情報が記録されているとは認められず、部分開示をする必要はないと判断したとのことであつた。

しかし、研修結果報告書のうち A 職員等が記載した部分以外の部分は、体罰防止アンガーマネジメント研修において使用することとなっている所定の様式ではあるものの、単に様式の枠線や抽象的又は画一的な見出しのみで構成されているものではなく、当該研修に係る研修テーマが記載されており、当該研修の実施内容の一端をうかがい知ることが可

能であることから、有意の情報が記録されていると認められる。

したがって、研修結果報告書のうち A 職員等が記載した部分以外の部分である別表の 4 欄に掲げる部分については、これを開示すべきである。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の不開示情報該当性については、前記(3)及び(4)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 行政文書の名称	2 内訳	3 開示しないこととした部分及び根拠規定	4 3欄のうち開示すべき部分
文書1 体罰についての相談		<ul style="list-style-type: none"> ・学校名及び校長の氏名 ・A 職員及び被害生徒の所属が分かる部分 ・A 職員の担当教科及び氏名 ・管轄の警察署名 	条例第7条第2号 なし
		<ul style="list-style-type: none"> ・相手方の状況を聞き取った内容が記載された部分 	条例第7条第2号及び第6号 なし
文書2 体罰にかかる報告書		<ul style="list-style-type: none"> ・学校名及び教頭の氏名 ・A 職員の氏名及び生年月日 ・A 職員及び被害生徒の所属が分かる部分 ・管轄の警察署名及び警察職員の氏名 	条例第7条第2号 なし
		<ul style="list-style-type: none"> ・相手方の意見及び状況を聞き取った内容が記載された部分 	条例第7条第2号及び第6号 なし
文書3 体罰防止アンガーマネジメント研修結果報告について	供覧用紙	<ul style="list-style-type: none"> ・学校名 	条例第7条第2号 なし
	体罰防止アンガーマネジメント研修結果報告書	全て	条例第7条第2号及び第6号 次に掲げる部分以外の部分 <ul style="list-style-type: none"> ・A 職員の所属及び職・氏名 ・支援者の職・氏名 ・A 職員が記載した研修結果のまとめ ・校長の氏名及び押印 ・校長の所見

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
31. 4. 11	諮問（弁明書の写しを添付）
1. 5. 14	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
1. 6. 27 (第 575 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
1. 7. 19 (第 577 回審査会)	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	審議
1. 9. 20 (第 581 回審査会)	審議
1. 10. 25	答申